全国高等学校総合体育大会等参加事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 宮城県高等学校体育連盟は(以下本連盟という。),全国高等学校総合体育大会等(以下「大会」という。)への選手団の参加に要する経費について、参加高等学校に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付等に関してはこの要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる経費及び交付額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 参加高等学校は、各種目ごとに指定された期日までに補助金交付申請書を提出しなければならない。

(交付額及び交付の決定)

- 第4 大会参加補助金の額は,第2項の別表に規定する対象経費の基本額に参加高等学校の選手 団人数を乗じた額とする。
 - 2 会長は、第3項の規定による大会参加補助金申請を受けて、前項に定める大会参加補助金の交付を決定し、参加高等学校長に交付決定通知するものとする。

(交付の方法)

第5 大会参加補助金の交付は、概算払いとし、参加高等学校分を一括して参加高等学校長の指 定口座に振込むものとする。

(実績報告書)

- 第6 参加高等学校は、大会が終了後、大会参加補助金実績報告書を会長に提出しなければならない。
 - 2 前項の実績報告書は、指定された日までに提出しなければならない。

(交付金の返納)

第7 当該高等学校は,第2項の規定による交付額のうち,返金が生じた場合は,会長が別に定める日・方法により,速やかに返納しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け等)

第8 参加高等学校は、当該事業に関する帳簿及び書類を備付け、大会参加の翌年から5年間保存しなければならない。

附則 この要綱は、平成25年5月7日から施行する。